

「筑紫野市空家等対策計画(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果

(1)実施結果

意見募集期間	令和元年5月7日(火)～令和元年6月6日(木)
意見提出者数	4人
市ホームページ閲覧数	240件

(2)提出された意見とその意見に対する考え方

(ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。)

No.	項目	意見の要旨及び内容	意見に対する考え方
1	1章6	市内にはマンションも多くあるため、今後の計画では「マンション」など集合住宅も対象に含めることも検討してはどうか。	問題となりうる空家の多くは戸建て住宅と考えられることから、今回の計画対象は戸建て住宅等としております。今後の計画改定時の参考とさせていただきます。
	全般	アンケート結果の分析に当たっては、①物的な構造上の問題(空家が倒壊等の危険性があるかどうか)、②所有者等の空家の管理状況(空家の破損箇所の修繕、敷地内の草刈り・樹木剪定の頻度)、③空家になった原因や所有者が空家を管理する上での懸念・悩み、この3つに分類した上で整理してはどうか。また、①、②の状況について実態調査の実施やデータベース整備を行ってはどうか。実態調査の結果や地域別分析、空家所有者等が抱えている悩み・懸念などを踏まえて、各種の空家対策メニューを実施していくのが良いのではないか。	市では、過去に空家実態調査を実施し、建物の状態等についてデータベースを整備しています。また、空家所有者へのアンケート調査も実施しており、幅広く所有者から回答を得られるような質問内容を設定し、結果を整理・分析しています。具体的な対策については、今後、検討を重ねて参ります。
2	2章1.(3)	コミュニティ毎の空家率を記載して欲しい。	ご意見を踏まえ、コミュニティ毎の空家率を追記します。
	2章4.(5)③	「3ヶ月間に……わずか5.3%……」とあるが、換算すると年間20%、5年で100%になることから、「わずか」ではないのでは。	ご意見を踏まえ、2章4.(5)③の表現を一部修正します。
	3章5.(3) 3章5.(4)	「(3)筑紫野市空家等対策協議会(仮称)」の構成員に学識経験者等とあるが、「(4)関係機関等との連携」で記載している弁護士、司法書士等を構成員にすることで、迅速かつ強力に対策を進められるのでは。	空家等対策協議会の構成員については、国土交通省が公表している「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」で、弁護士、司法書士等が例示されています。協議会を設置する場合には、指針を参考に、必要な人員の配置を検討します。

	3章. 6	<p>特定空家等に対する措置の実施について、数箇所「相当な猶予期間」とある。法の規制もあると思われるが、早急に対策が取れるような条例制定も視野に入れて欲しい。</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「特措法」という。）と条例との関係は、条例の規定が特措法に抵触する場合は無効となります。特措法で「相当な猶予期間」とあるものについて、その期間を短縮するような条例の規定は無効となることから、条例の制定については難しいと考えます。</p>
3	全般	<p>二日市西にある空家について、10年以上人が住んで折らず、景観上の問題や防災・防犯面でも心配している。地域の中で高齢者や子供たちの交流の場に活用したら良いのではないか。運営方法としては高齢者ボランティアや、利用者から利用料を徴収してシルバー人材センターに委託するなどが考えられる。</p>	<p>空家対策に関する具体的なお意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
4	全般	<p>空家を除却し、ビオトープなど川魚が棲めるような場所を作ってはどうか。</p>	